

令和3年9月29日

新型コロナウイルスによる 緊急事態宣言解除後の対応について

令和3年8月20日に発出された新型コロナウイルスによる緊急事態宣言は、9月30日をもって全国で解除されますが、当施設では以下の対応を継続してまいります。

○ 面会制限

引き続き、原則として直接の面会を禁止とさせていただきます。

○ オンライン面会

施設でのオンライン面会を継続します。

○ その他、施設内の通常のサービス、施設外からの歯科・理美容等の各サー

ビスの提供にあたっては、施設職員・他医療機関・業者問わず、毎日の検温をはじめとした健康管理と適切な感染対策を実施した上で行わせていただきます。

今後の対応は、社会情勢をみながら施設として判断してまいります。

引き続き、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。

介護老人保健施設 醍醐の里
施設長 原 洋